

有価物集団回収事業の手引き



印西市マスコットキャラクター
いんざいくん

令和4年1月

印西市環境経済部クリーン推進課

活動の流れ

(1) 開始のための手続きをします。

1 地域等のみなさんで、有価物集団回収団体をつくります

2 みなさんで話し合い、活動内容・実施方法を決めます

3 団体と回収業者との間で取り決め（契約）を行います

4 市に有価物集団回収団体の登録を行います

5 ★活動を始めます★

(2) 有価物集団回収を始めます。

1 予め取り決めた回収日に、団体が有価物を収集します

2 集めた有価物を団体から回収業者に引き渡します

3 回収業者から団体へ回収した収集量とそれに応じた対価を支払われます

(3) 奨励金を申請します。

1 各期末を目途に、市から奨励金の報告をお願いする文書が送付されます

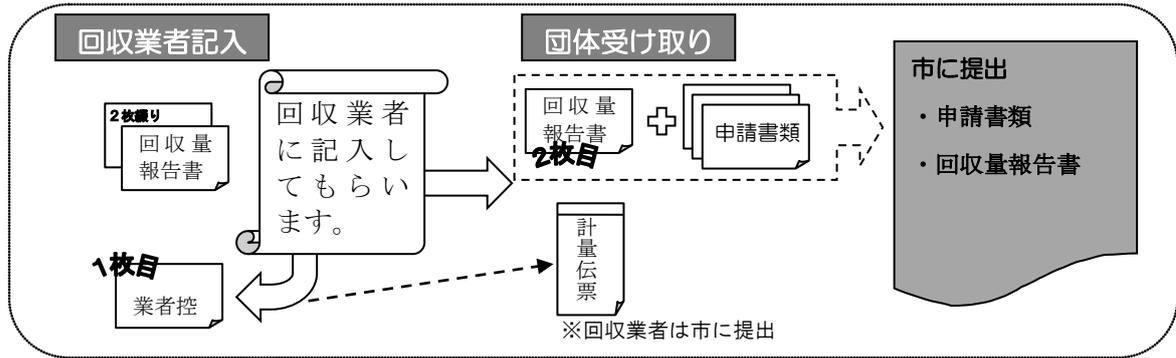
2 回収業者から団体に各期分の回収量報告書が渡されます

3 団体・回収業者は市に回収量報告書を添付して奨励金申請書を提出します

4 年3回、市から奨励金が団体・回収業者の口座に振り込まれます

5 ★団体・回収業者は入金の確認を行ってください★

《回収報告の流れ図》



活動を始めるとにあって (Q&A)

Q. 集団回収は何回実施するものですか？

A. 団体に回収する回数を決めていただいて結構です。
毎週実施する団体もあれば、各期1回の団体もあります。

回収期間	市では1年を3期に分けて奨励金を交付しています
第1期	3月 ~ 6月
第2期	7月 ~ 10月
第3期	11月 ~ 2月

Q. 回収品目は、どのように決めればいいのか？

A. 有価物回収を行う品目は、団体と回収業者で決定してください。
また、「印西市有価物集団回収奨励金交付要綱」に定めた品目(紙類・繊維類・ビン類・金属類・ペットボトル)が奨励金の対象となっています。なお、回収業者により、取り扱える品目が異なるので、活動内容にあった業者を選んでください。
※登録業者については、市にお問い合わせください。

Q. 回収日や回収場所などはどうなるのですか？

A. 行政回収(市町村の回収)では、地域ごとに回収日や回収場所が決まっていますが、集団回収の場合は、各団体が回収業者と話し合い、任意の回収日や回収場所(行政回収の集積所を使用することは要綱により原則禁止されています)を決めていただき、団体の事情にあわせて有価物回収を行うことができます。

Q. 回収業者はどうやって選べばよいのですか？

A. 集団回収は、団体が回収業者と有価物回収の取り決め(契約)を行います。回収業者は任意でお選びいただけます。

Q. 奨励金の使い方に制限はあるのですか？

A. 特に制限はありません。奨励金の使い方については、団体内でよく話し合い、協力してくれた人たちに還元できる方法を考えてください。
例えば、活動に必要な物品を購入する、再生品を購入して利用する、団体内での活動に使用するなどがあります。
使い方が決まったら、協力してくれた人たちへもお知らせしましょう。



○印西市有価物集団回収奨励金交付要綱

平成元年 3 月 31 日 告示第 23 号

改正

平成 3 年 3 月 30 日 告示第 32 号

平成 4 年 4 月 1 日 告示第 37 号

平成 4 年 7 月 20 日 告示第 67 号

平成 5 年 6 月 22 日 告示第 51 号

平成 7 年 3 月 31 日 告示第 39 号

平成 8 年 3 月 29 日 告示第 49 号

平成 14 年 3 月 28 日 告示第 36 号

平成 19 年 3 月 30 日 告示第 65 号

平成 20 年 3 月 31 日 告示第 42 号

平成 21 年 3 月 31 日 告示第 33 号

平成 22 年 3 月 23 日 告示第 103 号

平成 22 年 3 月 31 日 告示第 118 号

平成 25 年 3 月 29 日 告示第 56 号

印西市有価物集団回収奨励金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、再生可能な有価物の資源化を積極的に推進するとともに、ごみの減量化を図るため有価物集団回収奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、もって市民の環境浄化に対する意識を高め、生活環境の保全と向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 団体 継続的に有価物を収集し、回収業者に売却する町内会、高齢者クラブ、子ども会、PTA、ボランティア活動を行うグループ等の恒常的に組織化されている集団であり、営利を目的としないものをいう。

(2) 有価物 次に掲げるものをいう。

ア 紙類

イ 繊維類

ウ ビン類

エ 金属類

オ ペットボトル

(3) 回収業者 有価物の回収を業とする者をいう。

(奨励金の額)

第3条 市長は、団体及び回収業者が有価物集団回収を実施したときは、奨励金を交付する。

2 奨励金の交付額は、次に掲げる額とする。

(1) 団体への奨励金の額は、有価物集団回収重量1キログラムにつき6円とする。

(2) 回収業者への奨励金の額は、有価物集団回収重量1キログラムにつき2円とする。

(団体及び回収業者の登録等)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体及び回収業者は、あらかじめ市長に有価物集団回収団体・回収業者登録届出書(別記第1号様式)を提出し、登録しなければならない。

2 前項に規定する登録を変更又は廃止しようとするときは、有価物集団回収団体・回収業者登録変更・廃止届出書(別記第2号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(団体及び回収業者の責務)

第5条 団体は、収集した有価物を回収業者が回収するに当たり当該有価物を集積するときは、印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成8年条例第10号)第9条第2項に規定する集積所(以下「集積所」という。)以外の場所に集積しなければならない。ただし、集積するに当たり適当な場所が確保できない場合その他やむを得ない理由がある場合は、同条例第14条第2項の規定により市民が家庭系廃棄物を集積所に排出する日以外の日に限り、当該集積所に集積できる。

2 団体は、有価物の集団回収を行う場合、集積場所等地域環境の美化に努めなければならない。

第6条 回収業者は、有価物の買取りに当たっては、正確な計量及び適正な価格で取引し、回収されたすべての有価物は、自らの責任において処理しなければならない。

(奨励金交付申請)

第7条 第3条第2項第1号又は第2号に規定する奨励金の交付を受けようとする団体又は回収業者は、有価物集団回収奨励金交付申請書(別記第3号様式)に有価物集団回収量報告書(別記第4号様式)を添付のうえ市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第8条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認められるときは、有価物集団回収奨励金交付決定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付時期)

第9条 前条の規定による通知を受けた団体又は回収業者は、有価物集団回収奨励金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 奨励金は、原則として1年を3期に分け、それぞれの期ごとに交付するものとする。

（奨励金の返還）

第10条 市長は、虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けた実施団体又は回収業者があるときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成元年4月1日から施行する。

（印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置）

2 編入前の印旛村資源回収運動条例金交付要綱（平成3年印旛村告示第9号）又は本埜村資源回収団体奨励金交付要綱（平成4年本埜村要綱第6号）（以下これらを「編入前の要綱」という。）の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日の前日までに、編入前の要綱の規定により交付申請のあった奨励金の額は、この告示の規定にかかわらず、編入前の要綱の例による。

（単価の特例）

4 編入日から平成22年3月31日の間は、編入前の印旛村の区域における団体への奨励金の額は有価物集団回収重量1キログラムにつき3円、編入前の本埜村の区域における団体への奨励金の額は有価物集団回収重量1キログラムにつき5円とし、回収業者への奨励金の額は有価物集団回収重量1キログラムにつき1円とする。

附 則（平成3年3月30日告示第32号）

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日告示第37号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年7月20日告示第67号）

この告示は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年6月22日告示第51号）

この告示は、告示の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成7年3月31日告示第39号）

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日 告示第 49 号）

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 28 日 告示第 36 号）

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日 告示第 65 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の印西市有価物集団回収奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施された有価物集団回収について適用し、施行日前に実施された有価物集団回収については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日 告示第 42 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の印西市有価物集団回収奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施された有価物集団回収について適用し、施行日前に実施された有価物集団回収については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日 告示第 33 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の印西市有価物集団回収奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施された有価物集団回収について適用し、施行日前に実施された有価物集団回収については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の印西市有価物集団回収奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施された有価物集団回収について適用し、施行日前に実施された有価物集団回収については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 56 号）
（施行期日）
この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式 (第4条)

集団回収団体
有価物 登録届出書
回収業者

年 月 日

印西市長 様

代表者 住 所

氏 名

印

電 話 ()

印西市有価物集団回収奨励金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり届出いたします。

記

1 団体・業者の名称 _____

2 構 成 人 員 数 _____

3 実 施 区 域 _____

4 有価物集積場所 _____

第2号様式 (第4条)

集団回収団体 変更
有価物 登録届出書
回収業者 廃止

年 月 日

印西市長 様

団体名 ()
業者名 ()
代表者 氏 名 印

印西市有価物集団回収奨励金交付要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 変更内容 変更がある 事項に記入 下さい。	団体・業者の名称	
	住 所	
	代 表 者 氏 名	
	電 話 番 号	()
	構 成 人 員 数	
	実 施 区 域	
	集 積 場 所	
2 変更 年月日 廃止	年 月 日	
3 変更 の理由 廃止		

第3号様式（第7条）

有価物集団回収奨励金交付申請書

年 月 日

印西市長 様

団体名・業者名

代表者 住所
氏名
電話

㊟

印西市有価物集団回収奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり集団回収奨励金の交付申請をいたします。

記

- 1 申請額 円
- 2 回収状況 別紙明細書のとおり

第5号様式（第8条）

印西ク指令第 号
年 月 日

様

印西市長

有価物集団回収奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった有価物集団回収奨励金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 円

第6号様式（第9条）

有価物集団回収奨励金交付請求書

年 月 日

印西市長 様

団体名・業者名

代表者 住 所
氏 名
電 話

印

年 月 日付け 印西ク指令 第 号で交付決定のあった有価物集団回収奨励金を、下記のとおり請求いたします。

記

交付請求額 円

奨励金の振込先

金 融 機 関 名	銀行 支店 信用金庫 農協 支所
口 座 番 号 等	普通・当座
口 座 名 義 人 (団体又は代表者名)	フカナ

有価物回収登録業者一覧

NO.	氏名	住所	電話番号	備考
1	大山商店	270-1327 印西市大森 3602-95	42-2874	
2	(有)鎌ヶ谷紙業	270-0131 鎌ヶ谷市軽井沢 2100-15	047-445-2168	
3	さかえ紙業	270-2322 印西市笠神 1809-3	97-1348	
4	協栄商会	270-1361 印西市発作 6 4 7-2	42-2937	
5	垣沼商店	270-1318 印西市小林 2510	97-0251	
6	斉藤商店	286-0823 成田市小泉 424-4	36-1199	
7	(株)印旛共進	270-1313 印西市小林北 5-4-3	0476-97-5379	
8	(株)木下	284-0008 四街道市鹿放ヶ丘 121-1	043-420-3691	
9	(株)オーク	270-1407 白井市名内 315-3	047-404-1310	
10	(株)本埜共進	270-2308 印西市本埜小林 26	97-1146	
11	(有)ノジマ	276-0042 八千代市ゆりのき台 4-17-3	047-485-3945	
12	新菱アルミテクノ(株)	341-0044 埼玉県三郷市戸ヶ崎 2 9 0 9-1	048-956-7227	